

答 申 第 4 4 号
平成18年10月4日

青森県知事 殿

青森県情報公開審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成18年3月28日付け青道第706号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

道路交通安全施設整備事業におけるセットバックに関する同意関係文書等についての一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった一部開示決定処分において、第 2 の 1 の(3)、(5)及び(7)から(9)までに係る行政文書を不開示としたことは妥当であるが、第 2 の 1 の(1)に係る行政文書は存在しないとして不開示としたことは妥当ではなく、実施機関は、当審査会に平成18年 8 月18日付け青道第257号で提出した用地交渉記録簿について、改めて青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第11条第 1 項又は第 2 項の決定を行うべきである。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成18年 2 月20日、実施機関に対し、条例第 5 条の規定により、次のとおり行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 平成16年10月 6 日の建設公営企業委員会において、本庁道路課長は、「南側については建物所有者はセットバックに同意しているものの、テナントとの間で移転の合意がなされていない箇所が 2 か所ございます」と発言しているが、この 2 か所の建物所有者（地権者）と県庁がいつ同意しているのか、年月日（話合いの内容等々）を開示するよう関係テナントとして求める。
- (2) 平成16年10月 6 日、本庁道路課長は、「八戸市庁、八戸商工会議所、廿三日町商店街振興組合に対し、所有者自らセットバックして頂けるよう地元働きかけている」と発言しているが、具体的にどのように働きかけたのか開示を求めるとともに、八戸市庁、八戸商工会議所、八戸市廿三日町商店街振興組合（以下「振興組合」という。）が県庁の働きかけに対しどう対応し、回答していると思われるので、情報の開示を求める。
- (3) 平成17年 8 月 3 日付け八県整第395号で、八戸県土整備事務所は、私の要望を八戸市庁、八戸商工会議所、振興組合に伝えるとのことであるが、回答は求めているのか。回答が八戸市庁、八戸商工会議所、振興組合から提出されているのであれば情報の開

示を求める。もし回答を求めず、ただ伝えているのであれば、なぜ回答を求めているのか、その理由を回答するよう求める。

(4) 平成17年8月10日付け指令第2143号の理由説明の中で、借家人の交渉については地権者並びに振興組合が対応することになっていると明記しているということは、振興組合、地権者は借家人への対応を自ら行うと理解しているということであるが、県庁は、借家人への対応（移転先、移転補償、テナントの営業権）について、地権者、振興組合に対し、いつ、どのような説明のもと、同意を取り付けているのか情報の開示を求める。

(5) 青森相第376号総務省行政評価事務所（平成16年11月9日）の中で、本庁道路課は、「平成16年9月8日振興組合から引き続き未解決者に係る交渉は、鋭意進め解決を図りたいとコメントがある」と伝えている。

しかし、八戸県土整備事務所が提出した平成16年9月8日の打合せ記録の中には、振興組合からのコメントは何もなく、解決を図るなど一言もない。本庁に対し八戸県土整備事務所は、打合せ記録以外の報告をしていることになるが、打合せ記録以外に何を伝えているのか。それは書面なのか、口頭によるものなのか、内容等々情報の開示を求める。

(6) 平成16年7月21日の建設公営企業委員会において、本庁道路課長は、「当事業は商店街側からの要請を受けて国に補助事業申請し、事業採択されておりますが、この際地元商店街に対し、用地買収を除く建物の移転については県から補償費が出ないこと及び振興組合にて地元の協力を取りまとめることを条件としております」と明言している。

一方、平成14年6月26日の打合せ記録の中で振興組合理事長は、説明会では、「セットバックは個人負担ということになっているが、組合に入っていない人、町内が違う人もおり、個別に了解を得ているわけではない」と発言している（採択は平成13年、着手は平成14年であるが）。また、平成16年1月13日の振興組合議事録の中で、理事長は、「事業の目的からして、用地買収が困難で仮に現状のままという所が出てきても、電線共同溝工事そのものは実現し、より良い歩道にしたいと考える。したがって、町内全員から工事着工への御承諾をいただきたい。なお、改修及び移転補償なしというのが事業採択された条件である」と発言し明記している。さらに、「議論が不足していたことは否めないが、100パーセントの同意がなければ何も進めてはいけなかったら、どのようなこともできなくなるだろう。したがって、移転しなくても電線地中化はできるのだから、地中化工事には賛同してほしい。新幹線の件で地元が原案に反対したため、何十年も着工が遅れた例がある。そのようなことにならないよう、私は廿三日町が今、事業を優先するべきだと考えた」と発言し明記している（振興組合理事長の独断で陳情していると発言している。）。

平成14年9月5日の用地買収説明会で、県は用地が残っていると工事に入れないと明記している。

本庁道路課長の発言内容は、振興組合と商店街側に対し説明しているとのことであるが、振興組合理事長の発言内容とはあまりにも大きな認識の違いがある（セットバックしなくても事業ができると発言）。振興組合に対し県はいつ、どのような説明をしているのか情報の開示を求める。また、商店街側とは、私を含めた借家人（テナント）にも説明したと理解する。借家人（テナント）と意見を協議したことの無い、説明だけの場であったと思う。なぜなのか、情報の開示を求める。

- (7) 平成16年7月21日、本庁道路課長は、「電線地中化工事につきましては、...県内業者において施工可能でありますことから... 県内業者による土木一式工事として受注されているところでございます」と明記している。

公共事業者に対しては配慮しているが、電線地中化のために移転せざるを得ない借家人への無補償、移転先なしとでは、公共事業者への行政の配慮とはあまりに違いすぎる。しかも手法決定は一方的に決めている。借家人（テナント）のことを県行政は協議したのか（平成13年採択、14年着手とのことであるが、私が説明を受けたのは決定後の平成15年に入ってからである。）、公共事業者と商業者との違いはなぜこのような開きがあるのか、回答を求めるとともに協議しているのであれば、情報の開示を求める。

- (8) 平成16年7月21日、本庁道路課長は、「電線地中化事業については積極的に進めて参りたい」と発言しているが、私のような借家人（テナント）と同じ条件でこれからも事業を行っていくのか。県行政は商業者に対し無補償で協議せず説明するだけで、これからも積極的に事業を進めていくのか。情報の開示を求める。

- (9) 平成16年10月6日、本庁道路課長は、「地元の方々の要請ということでセットバック等については自分たちの中で協力するので、そのセットバックが終わった後について速やかに交通安全施設整備事業に着手していただきたいということで着手した経緯がございます」と発言しているが、平成12年9月13日の事業説明会をはじめ、平成13年9月5日の用地説明会（地権者のみ）、平成15年12月16日、平成16年1月13日、平成16年7月6日、平成17年3月10日等々の説明会の中で、誰一人として自らセットバックに協力すると発言している方はいない。本庁道路課長の発言の根拠はどこからきているのか。また、この事業は地元の方々が積極的に要請要望したから行う事業と説明しているが、平成14年9月5日、県は、「現在八戸市の中心部は地価が下落傾向にありますので御協力をお願い致します」とお願いしているのは、説明とは大きく違うものである。平成15年9月2日の打合せ記録では、交渉相手は土地所有者とし、借家人とは直接交渉していないと発言がある。県はなぜ土地所有者と交渉しているのか。「地元から、セットバックについては自分たちで協力するので」と本庁道路課長は発

言している。平成14年9月18日、県は振興組合理事長に対し、「用地交渉の難航が予想されるので、協力を依頼」と明記している（同時に町内会長へもお願いしているのはなぜなのか。前提だけが先導しているだけで、後から前提となるようにしているとしたかと思えない。事後処理では理解を得られない。）。地元からお願いした事業であるとの説明とは違い、県が協力を取り付けている。地元の取りまとめは振興組合が行うことで着手しているのであれば、振興組合が行うのが筋道であると思う。本庁道路課長の発言とは全く逆に県が積極的に取りまとめをしている。それはなぜなのか（セットバックを自分たちの中で協力すると言ったのは誰か。）。情報の開示を求める。

- (10) 平成16年10月6日、本庁道路課長は、「いわゆる地権者、建物所有者、テナントの方全員について、何らかの形で、より明快な形で説明の理解をしたかどうかという確認の手法が、もう少し確実になされておれば、今日のようなことが発生しなかったのかもしれない。したがって、今後こういう事業を行う場合には、その辺のところに十分意を重ねて事業を進めて参りたいと考えております」と発言しているが（県自ら確認が不十分であったと認めた発言ではないのか。）、私は二、三年前から地元住民の意思を確認するよう求めているが、いまだ確認に来ていない。「確認の手法がもう少し確実になされておれば」と発言があるので、県はどこまで、何を確認していたのか情報の開示を求める。

「今後...十分に意を重ねて事業を進めて参りたい」とのことであるが（十分に意を重ねてとの発言も、県自ら十分に意を重ねていない事業であると認めているのではないのか。）、今私は大変な思いをしている。県庁は、どのようにその辺をどう十分に対応していくのか。今現在行われている廿三日町の事業は、十分に意を重ねないままにするのか。情報の開示を求める。

- (11) 平成17年6月10日付け青道第125号の中で要望内容を事前に確認し、組織として意思決定とある。事前に何を確認しているのか（どのような意思決定したのか）情報の開示を求める（リスクを伴う事業を関係住民と協議もせず、行政といえども勝手に手法決定し、採択、一方的に決めることができるのか）。

- (12) 平成16年7月21日及び平成16年10月6日の建設公営企業委員会での本庁道路課長の発言内容、また、今まで開示した書面の中身から理解できるのは、八戸市庁から要望書（八戸市の都市計画を県にお願いしていること、壁面後退は八戸市が計画）の提出があること、八戸商工会議所の要望書、振興組合の要望書（総会のもと、組合員の裁決を得ず、組合の総意として陳情したものではないこと）、廿三日町町内会の要望書（一度も総会を単独で行っていない。町内会長は、事業の内容、また、無補償で行うとの認識はないこと（私が本人から聞いた）。振興組合副理事でもあり、それだけの立場の方が理解していない。）が県庁に提出されていることは理解しているが、要望した団体は、町内住民関係者に対したただの一度も説明していないし、同意を求めている

ない（平成13年から14年までに）。八戸市庁はどの課の課長でも、この事業を八戸市庁が要望していたことすら知る者はいなかった。八戸商工会議所も同様であり、数十年前にコンサルタントを頼み、廿三日町の将来の設計図があるとのこと、何一つ提案もせず、商業者のためのまちづくりに参加しない。権力を持つ者たちの要望を、行政の補助を求めるためだけに要望書を作成し、市、県、国に対し要望するだけの団体ではないのかと思う（無責任に）。県庁は書面提出を受け、事業化を目指し、公共事業者に対して仕事を提供することが目的で行い、書面さえ揃えば中身を確認しないまま血税を使っているのではないのか。

本庁道路課長は、「セットバックは自分たち（地元）の中で協力するので」と発言し、また、「当該工区の廿三日町地区は、この手法での整備について地元から強い要望を受け」とも発言している。いろいろな書面の中にも、地元住民の協力を得ることなどと明記されているが、平成13年事業採択、平成14年着手した当時には、地元住民は何一つ内容を理解していないし、同意もしていない（青道第383号で県は、同意の提出は求めないとのこと）。振興組合が説明会をしたのは、着手後の平成15年になってからである。県庁があくまでも地元住民からの申出があって採択着手したのであれば、平成13年には県庁は地元住民の意思の確認をし、採択しなければならないが、確認もせずに地元住民が自らセットバックを申し出たとして書面を作成し、決裁書を作っているのであれば、公文書偽造ではないのか（青道第383号の中で県は事前に同意書の提出は求めないとのこと。それであれば地元の意思の確認を全くしないまま、事業採択、手法決定したことになるのではないか。）。また、平成12年2月24日、県庁土木部長室にて行われた、振興組合理事長ほか役員らが県庁に対し、地元住民の協力を取り付けているとか、地権者、建物所有者が自らセットバックを申し出ているとか、嘘の申出をしているのであれば、振興組合の詐欺ではないのか（もし書面提出しているのであれば、私文書偽造になるのではないか。）。青情第285号の中で、県は要望については、出席者の発言内容をあえて文書で記録することはしていないとのこと、私では、本当のことを知る手だてがない（事業採択前年、しかも2月24日の重要な会談記録をあえて文書でしっかりと残すべきではないのか。）。平成14年6月26日（県と振興組合の打合せ記録）、振興組合理事長は、「個別に了解を得ているわけではない」と発言している。また、県が事業着手した年でもある（地元住民は、この時点で何も理解していない。）。その辺りの県庁と振興組合のやりとりがどうなっているのか、地元住民、借家人として知りたい。平成15年9月2日、県は、「借家人とは直接交渉していない」と明記しているし、今現在も直接交渉しに来ていないので、しっかりとした情報の開示を求めるものである。

申し述べる。今までの県の説明と行っていること（直接地権者を説得し、用地買収契約書を取り付け。県の説明と県が行動していること）はまるで相反するのではないのか。地元建物所有者自らセットバック等については、自分たちの中で協力するのでと説明しているが、私が知る限り、誰一人自ら進んで県に対し申し出ている方はいない。もしそのような提案をできる者は振興組合の役理事（平成12年2月24日）の陳情

者しか思いつかないが、手法決定は、県がリスクの大きいテナント、建物所有者と協議することなく勝手に決め、陳情者と密室にて話し合い、拳げ句にあえて書面で残さないのであるからどうすることもできない。振興組合理事の方も中身について何も知らない訳であるから、組合員ではない私が情報を正しく知ることなどできるはずもない。

人間が決め、事業を行うのであるから、まずい点が出たら地元住民と協議をし、少しでも聞く耳を持ち、一方的な手法を押し付けないでいただきたいと強く要望する（地元住民、借家人の意見を県行政は取り入れる協議をするつもりがあったのか。）。

平成17年10月24日付け青道第383号の中で、「一般に、このような事業の実施に当たっては、建物等の移転が必要となる場合があるが、移転に伴う費用負担については、隣接地区の同種事業...地元住民の協力を得ることにより」とある（地権者とだけの交渉で借家人とは交渉していない）。しかし、県が事前に関係者の同意書を徴収することになっていないと明記している（地元関係者の意思の確認は、振興組合との口頭のやり取りだけで行っているのであれば、（地権者も）何を組合が伝えているのか。）。地元住民が協力するのかもしれないのか、まるで確認をしていないことを県庁は自ら明白にしている文書なのであるが、何を考えているのであろうか（平成13年採択手法決定時、地元住民の意思の確認をまるでしていない。）。また、県は建物等の移転が必要となる場合があると認識がありながら、なぜ地元住民の意見を取り入れないのか（平成17年3月10日、「当事業の場合は、任意の協力をお願いしている」と県の説明があり、地元からお願いはしていない。）。三町内（三日町、十三日町、八日町）とはビル化率等々状態、状況はまるで違うことを考慮しないのはなぜなのであろうか（平成17年3月10日、任意と言いながら借家人には直接説明していない。）。また、振興組合と相互に口頭で確認したものとあるが、このような大きなリスクを、住民負担となる事業を書面で取り交わすのではなく口頭で行うとは、信じられない。どうなっているのか。わざと行政文書として残さないようにしているのか。振興組合は以前も今も会議の議事録は残していない（町内に今まで三度しか提出していない。）。企画委員会が今どれだけ何を会議しているのか証明する書面がない。県と組合が何をしてきたのか。これでは全く知ることができない。私の大きな不安となっている。八戸市庁も商工会議所も、要望書（起案書）を提出しただけで全く責任は無いとのこと、県庁が採択し、県庁責任だそうだが、県庁は県庁で振興組合に責任を転嫁するだけなのであろうか。組合とどのような約束のもと採択したのか。要望者、陳情者、事業責任者の県庁、そして協議の場に参加したことの無い私や廿三日町住民（事業採択決定した場）、誰の責任で行う事業なのか。

私には自己責任で参加できることはできないし、なぜこのような事業を進めるのか理解に苦しんでいる。町内会から80パーセント以上もの廃業流失したテナントの影響は営業的にも大きなダメージである。市民病院、ヨーカ堂だけでなく、高度化資金を使って行われた三町内でも廃業するテナント、流失したテナントは大変多いのが現状である。道路網の整備が進むのと比例して中心街は寂しいものになってきている。商

業者の地元個人経営者のことを行政（青森県庁、八戸市庁）は考慮しているのだろうか。大変な不安な日々をこの事業が進むほど悩んでいる（平成13年以後の事後承諾のために説明説得しているだけでは、私は理解も納得もできない。）。どうなるのか、生活が成り立っていくのであろうか。大きなリスクを、私の自己責任を求めることを、なぜ要望したのか、採択したのか。なぜ私を協議の場に招いてくれないまま決定したのか。全く理解できない。もう5年以上も八戸市庁、県庁、振興組合、八戸商工会議所と対話し、回答をいただいたが、それでも何一つ理解できない（決定事項を伝えられただけでは納得、理解もできない。）。それが行政と一部の民間団体なのであろうか。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、次のとおり一部開示決定を行い、それぞれ平成18年3月3日及び平成18年3月6日に異議申立人に通知した。

(1) 平成18年3月3日付け一部開示決定（以下「本件処分1」という。）

ア 1の(1)、(3)及び(5)について、行政文書は存在しないとして不開示とした。

イ 1の(2)について、「平成14年9月18日打合せ記録」を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、条例第7条第3号及び第4号に該当するとしてその一部を不開示とした。

ウ 1の(4)について、「平成14年9月5日国道340号（廿三日町）交通安全施設整備用地説明会議事録」を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、その全部を開示した。

エ 1の(6)について、「平成12年9月13日国道340号（廿三日町）電線地中化計画事業説明会の議事録」を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、条例第7条第3号及び第4号に該当するとしてその一部を不開示とした。

オ 1の(12)について、「平成14年6月26日県と振興組合との打合せ記録」及び「平成14年9月18日県と振興組合との打合せ記録」を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、条例第7条第3号及び第4号に該当するとしてその一部を不開示とした。

(2) 平成18年3月6日付け一部開示決定（以下「本件処分2」という。）

ア 1の(2)、(4)、(6)及び(10)について、「平成12年2月24日の陳情者（八戸商工会議所、八戸市廿三日町商店街振興組合）と県との会談記録」を、1の(11)について、「平成12年2月24日付け八戸商工会議所及び八戸市廿三日町商店街振興組合からの「八戸市における電線地中化区域の拡大ならびに廿三日町地区への早期導入について」の要望書」をそれぞれ本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、その全部を開示した。

イ 1の(7)及び(9)について、行政文書としては保有していないとして不開示とした。

ウ 1の(8)について、統一したマニュアル等は存在しないとして不開示とした。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年3月12日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分1及び本件処分2において不存在を理由に不開示とした部分について開示を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書、反論書その他異議申立人から提出された書面によると、おおむね、次のとおりである。

(1) 本件処分1について

ア 第2の1の(1)の不存在について

(ア) 平成16年10月6日の建設公営企業委員会において本庁道路課長は、「建物所有者はセットバックに同意しているものの、…合意（テナントと）がなされていない箇所が2か所ございます」との発言が明記されているので、県と建物所有者間でどのようなやり取りがあって、いつ（年月日）の情報開示を求めたものであり、それに対して行政文書は存在しないとの理由は理解できない。直接県は建物所有者と対話し、合意する確約があるから本庁道路課長の発言となっているにも関わ

らず情報開示しないのは、県民の知る権利を裏切るものであり、不信に思う。

- (イ) 地権者の同意は確認しているとのこと、確認しているのであるから確認した年月日を開示していただくように。理由説明の中で用地交渉の際口頭であるということは、県は直接地権者に会っているということである。

借家人の任意は直接確認していない。

借家人の交渉は、地権者と振興組合が対応となっているので、同意の意思を伝えた年月日は借家人にとって大変な意味のあることである。地権者と振興組合が借家人に対し具体的な協議、条件提示を行う責任が発生することであると考えますが、地権者、振興組合は、借家人がこの事業に協力できる活性化案、計画、対策資金等々協議すらしていない。借家人にとって2か所の地権者の同意した年月日を知ることは大切なことであり、それを直接確認した県庁が情報を隠蔽することはあってはならないことであり、違法であり、情報の操作ではないのであろうか。

イ 第2の1の(3)の不存在について

- (ア) 要望した市庁、商工会議所、振興組合の事業に対する対策、計画、資金、目的、また、事業にどう関わっていくのか回答を求めるのが県行政の務めである。

それをしないのは、廿三日町関係住民の生活権、営業権、財産問題を県が無視して強引に事業を進めるために、要望者の回答を求めない(問題により事業の遅れを恐れているのでは)、確認したくないだけではないのか。県行政の確認義務違反である。

- (イ) 要望陳情した団体(しかも無補償と認識している。)の事業計画、対策資金等々(陳情者である振興組合、商工会議所は、要望書の中で活性化の切り札とするとして明記している。)知ることができれば、協力できる材料があるのか商業者としての判断ができる。なぜ伝えるだけなのか。県庁の考え方が理解できない。要望責任を問わないのであれば、八戸市庁、商工会議所はどんどん無責任な要望を出し続けることになり、県庁は確認手法が無いのであるから、一般市民、県民、国民の血税をたれ流すだけになり、納税者に対し大きな負担を求めることになる。それだけでなく、直接事業に関わる地域住民に対し、税金だけではなく事業に協力するために大きな負担を求めるのは、県行政の権力をかさに横暴と暴力を重ねているものであり、大きな行政不信を作っているだけであり、憤りと怒りを伝える。

無計画であり、大きなリスクを負わせる事業を無責任な八戸市庁、商工会議所、振興組合が要望陳情し、県行政は何を確認をし、組織として意思決定したのか全く理解しかねる。挙げ句の果てに補助申請し、国税まで使うのは、青森県民のみならず、日本国民の血税を無駄にする行為であり、違法であると思う。

ウ 第2の1の(5)の不存在について

- (ア) 八戸県土整備事務所で行われた打合せ記録以外のコメントを本庁道路課が発言

し明記した書面、青森相第376号がある。大変不思議に思う。

現場が本庁に何らかの意図のもと伝えているのか、なぜ打合せ記録の中に残していなかったのか。八戸県土整備事務所が情報操作しているのか。それとも本庁が勝手な判断をしているのであろうか。

もしそうなのであれば、正しい情報を県民が知ることができない。また、行政文書でないメモとして残しているのであれば、県民はそのメモを特定することは大変難しい。

県行政に対し大きな不信を持つし、情報操作しているのではと不信が募る。

- (1) 理由によると本庁は、振興組合理事長の八戸県土整備事務所における発言をなぜ知っているか。コメントがあったとの明記は、八戸県土整備事務所から打合せ記録以外の情報を入手していることを認めたことであると思うが、行政文書として提出した記録以外の情報を軽々しく扱うのは心外であるが、本庁には行政文書以外の情報が多くあるのではと思われる。その行為は情報操作であり、隠蔽行為ではないのか。違法である。

(2) 本件処分2について

ア 第2の1の(7)の不存在について

- (ア) 廿三日町において、公共事業者は税金で仕事をしている。逆に住民関係者は、税金で行われる事業のために大きなリスクを背負っている。

その違いの大きさととまどっている。なぜなのか。しかも県の回答はない。これも県行政に対し大きな不信を持つ。

- (イ) 手法を決定していたのは本庁であり、しかも廿三日町の事業を審議も会議もせず、いつ決定したのかも情報開示もしていない。

借家人の交渉についても地権者、振興組合が対応とのことであるが、借家人と地権者、振興組合がどのように交渉を行っているのか、振興組合、地権者は何も伝えていない(書面等々本庁はないとの回答)。手法を地権者、振興組合が決定できるはずもなく、あまりの的はずれな回答に驚いている。馬鹿にされているようで大きな憤りと怒りを覚える。

住民、関係者と一度も協議することなく、しかもいつの時代に決めた手法なのかも示さない県庁は何を考えているのか。

県民の生活権、財産、営業権に関わる一方的決定は完全に法を犯している。

しかも任意といいながら、地権者の売買契約をもって借家人の同意とするのは、横暴と暴力そのものであり、強く抗議するとともに謝罪を求める。

関係住民の任意を確認することなく決定した手法は、違法そのものである。

イ 第2の1の(8)の不存在について

- (ア) 私のような何年も苦しむ県民を作って欲しくないと思い回答を求めたものであ

る。

要望した団体は何の対策、計画、資金を示していない（要望責任を問わないのはなぜなのであろう。）。県行政はこの手法で事業を行うことにより、廿三日町関係住民の生活権、営業権、財産に対し、何らかのリスクが生じることを認識しているにもかかわらず、これからも同事業を同手法で積極的に進めると発言しているので回答を求めたものに対し、不存在との回答はあまりにひどすぎる。この手法で行うのであれば、要望した団体の考え、また、地元民にて協議が重ねられているのか確認をしていただきたい（直接住民の意思を確認しないのは県行政の怠慢であり、確認義務違反である。）。県は事前に要望内容を確認し、組織として意思決定と明記しておきながら、書面でしか判断していないのではないか。それが確認してることになるのか（代表者？の書面だけ、県行政は代表者と認める組織はどう判断し、代表とするのか。）。しかも生活権、営業権、財産に対し、何らかのリスクが生じる認識のもと、採択着手しているのは、県行政の横暴と暴力そのものである。

県行政に対し不信を感じているが、対抗できないのが大変悔しいし、残念である。

- (イ) 廿三日町電線地中化事業はまぎれもなく県庁が決めた手法であり、商業者と公共事業者との対応があまりにも違い過ぎる。

商業者（個人）は、ただただ行政が言われるがままに、納税をするだけなのであろうか。納税するだけでなく事業負担まで求められるのであろうか。

県土整備部長は、国交省より転任してきた時に、地方紙にて、「減り続ける公共事業を比較的予算の得やすい道路に特化する」と発言している。

本庁道路課長は、平成16年7月21日「県内業者において施工可能...土木一式工事...国においても財政が厳しい中においても優先的に...地中化事業は積極的に進めて」と発言している。100パーセント地元公共事業者に提供できる道路事業、国も予算として補助を付けやすい事業は、道路事業であると説明していると理解できる。

個別事業ごとに状況が異なるとあるが、強制（国策）、任意で補償する、しない事業があることは、何年も市、県と対話し、理解しているが、共通しているのは、税金で公共事業者には仕事を作っている現実がそこにある。納めさせられる者、集め税をばらまくのは行政で、税金で企業運営しているのは公共事業者だけでなくいろいろな法人等ではないのだろうか。

廿三日町電線地中化事業は、ビル等々すでに都市計画線まで下がっている方々や、古い建物所有者（地権者）、また、借家人では内容があまりにも違い過ぎるが、公共事業者はリスクどころか税金で仕事をしているのが現実であり、その違いにとまどうばかりであり、県行政の考えを知ることはこれからの人生の上で私のいろいろな意味で有意義であり、それを個別ごとに状況が違うだけの理由で県行政の考え方、方針を示さないのは違法ではないのであろうか。

ウ 第2の1の(9)の不存在について

(ア) 平成16年10月6日の本庁道路課長の発言があるので求めたものである。

セットバック等については自分たちの中で協力すると伝えた廿三日町関係者が誰なのか、個人名ではなく何人いたのか、町内関係者の何パーセントの方々が県に伝えているのか情報の提供を求めているだけである。また、「速やかに交通安全施設整備事業に着手していただきたいということで着手した経緯がございます」との発言がある。

採択は平成13年、着手は平成14年である。着手時平成14年に地元の方々が、どれだけの方々が県にそのように申し出ているのか、情報として提出するよう求めたものである。

用地売買契約書への判を求めているのは、県用地課である。

地元の方々が県に自らセットバックすると申し出ているとのことであれば、県は地権者に説明し、判を求めなくてもいいはずであるが、平成14年9月5日、県主催地権者用地説明会にて、県は地権者に対し「現在八戸市の中心部は、地価が下落傾向にあります」、また、「買収時にはその時での地価変動に合わせた単価に修正して買収額を計算します」、「ご協力をお願い致します」とあるが、まるで今判を押した方が良くと誘導しているではないか。ましてご協力を求めているではないか。

しかも地権者との交渉だけで行っている事業である（借家人、テナントと大家、地権者を平等に扱わないのはなぜ？）。平成14年9月5日、地権者から自ら参加する意思を伝えた方が一人もいない。本庁道路課長の発言は偽証なのであろうか。そこまでして事業を行いたいのであろうか。地元の方は誰も自らセットバックを申し出ていないのは、県の平成14年9月5日の記録を見れば明らかである。

正しい情報の開示を求めている県民に、不存在との回答は納得できない。本庁道路課長は何を根拠に発言しているのか。「確認の手法がもう少し確実になされていれば、...その辺のところに十分意を重ねて事業を進めて参りたい」との発言は、県行政は確認する手法が無い、しかも何も考えていなかったと認めているではないか。

今まで行ってきた県の説明会、また、地権者、建物所有者との打合せ記録、また、振興組合の議事録等々の書類の中で私が判断できることは、一部の振興組合役理事の暴走であり、それを何の確認もしないまま、要望書を提出した八戸市庁、商工会議所、挙げ句、直接平成12年2月24日に陳情した商工会議所、振興組合役理事5名（平成12年2月24日八戸県土整備事務所に提出した要望書と同日青森県庁土木部長に提出した要望書の内容が違う。）文書の中に、「地域住民の大きな期待...地域住民が熱烈に求め、期待しているものです。地域住民の要望ならび中心商店街の熱意」、あまりのたたらめな文面に驚いている。

振興組合理事長に、平成12年2月24日の陳情時、廿三日町住民の同意を確認し陳情したのか質問したところ、全くしていないとの返答である。理事長を引き受

ける際、前商店会より同意を取っていると伝えられているとのこと。では、その同意書を確認したのか、書面を見たことがあるのかと質問したところ、見たことがないとのこと、それであればなぜ確認するためにも同意書を取り直さなかったのかと質問したところ、申し訳ないとの返答であった。前商店会組合副理事長が、自ら昭和61、62年頃、自らすべての地権者、テナントに説明し、同意を取り付けたと発言があり、その同意書の提出を求めたところ、無いとのこと、八戸市庁、商工会議所、八戸県土整備事務所、県庁にも同意書はない。

事業を求めるために嘘の要望書を作成し、陳情した八戸商工会議所会頭、振興組合理事長、同席した振興組合役員らによる詐欺ではないのだろうか。振興組合結成後、何を議事をしてきたのか全く残していない。特に平成12年まで、また、14年、17年、18年、何の議事録を残していない。90パーセント以上もの用地売買契約を取りまとめたのは県庁であり、しかも着手後平成14年以後であり、平成13年採択した当時も今も住民の同意書は存在していない。今あるのは、協力を求め集めた地権者との契約書だけである。

県行政は、不正な書面の提出を受け、確認をしないまま事業採択、着手しているものである。国の行政においても建築擬装を見抜けず、多くの国民に多大な迷惑をかけている。青森県行政も全く同じではないのか。本庁道路課長は、「確認の手法が確実に行われていれば、今日のようなことが起こらなかつたかもしれない」と発言している。

正にそのとおりではないだろうか。

八戸商工会議所も振興組合の活動を確認していない。八戸市庁、町内会も同様である。本庁に平成12年2月24日に陳情した振興組合役理事5名の詐欺だと思う。見抜けなかった責任は、青森県庁の責任は重大なのではないのであろうか。

- (イ) 本事業は地元からの要請、また、住民の協力を得ること、壁面後退は地元商店街から自主的に行うことでとあるが、個人経営者から誰一人として移転先補償のない、また、活性化計画すらない事業を県にお願いした方は一人もいない。

青道第383号の中においても地元商店街からとの表記があり、今回、青情公審第320号の中においても同様の表記であるが、青道第523号（平成18年1月18日付け）の中では、「地元商店街振興組合から壁面後退を自主的に行うことで、早期の事業着手の要望を受けているものである」とある。

一組合が、他人の生活権、財産、営業権に関わる問題を軽々しく県庁と約束しているとは驚きであるし、県庁も一組合がいろいろな問題を解決策等々確認もせず国に補助申請し、20年もの長い間何の確認も行わず、振興組合との口頭による協議にて見切り発車した事業であることは明白なことであり、また、要望した八戸市庁、商工会議所、振興組合、そして組合を指導し、書面、また、登記等々を中央会が指導している。それぞれの団体要望者、責任者である青森県庁、許せることではない。しかも、それぞれの団体に対し、5年も前から問題提起しているにもかかわらず、のらりくらり対応し、前向きに問題解決しなかつた責任は重大

であり、違法を問う以前の問題である。

あまりのモラルのなさに情けなく思う。

二、三年で転勤し、一切責任を取らず、年休、ボーナス、退職金、年金を受けるから、一般県民、市民、また、商工会議所会員、振興組合員、末端の人々のことを真摯に考えることができないと思う。

そのような方々がこれからも行政を司り、また、その行政に対し中央会、商工会議所が公共事業をねらう外郭団体の要望を指導し、行政に対して要望書を提出、陳情をし、行政は一般人のことは無視し、何の確認もしないまま県費、市費、国費を投入し続けていくのだらうと思うとやりきれない。

老人、障害者に配慮など、道路を作る大義を振りかざすのは、本末転倒である。税金は老人、障害者に対し配慮し、いろいろな事業を行っている。さらに道路づくりにまで老人、障害者を利用することは、あまりにも老人、障害者の人たちにも、納税者に対しても、失礼極まりないと思う。今回この事業に関わったそれぞれの団体の重大な過失である。

(3) 行政文書について

行政文書とは職員が作成するものであるが、手元には公文書ではないものもたくさんある。

何をもって行政文書とするのか、私は理解できない。

明記しているもの、職員が口頭で発言したこと、現実実行している事業説明に対し、文書で応えるのが情報公開であると思う。

文書不存在で終わるのが行政ならば、文書は出さない、作成しなくなるのでは審査会に対しても提出しない、調べようとしない、転勤・退職を理由とされては、私ではどうもできないし、無力から失意失望である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね、次のとおりである。

1 本件開示請求に関する事業について

- (1) 本件開示請求は、県の事業である国道340号道路交通安全施設整備事業（以下「本件事業」という。）についてなされたものと判断したところである。
- (2) 本件事業は、八戸市廿三日町地区の国道340号において、歩道を拡幅し、併せて、電線類（電柱、電線等）を地中化する事業として、平成12年度から実施の検討を始め

たところである。

- (3) 一般に、このような事業の実施に当たっては、建物等の移転が必要となる場合があるが、移転に伴う費用の負担については、隣接地区の同種事業の実施経緯や地元要望等を踏まえ、事業を実施する地域における地元住民の協力を得ることにより、事業を実施することとしているものである。
- (4) 当該地区は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき、八戸市の条例により壁面規制が定められており、建物の改築に当たっては、道路との境界から建物壁面を後退させるセットバックの必要があり、地元商店街から壁面後退を自主的に行うことで、早期の事業着手の要請を受けているものである。
- (5) 本件事業の平成18年4月19日現在の状況は、用地買収については全体地権者数49人のうち契約済みが45人、未契約が4人となっており、建物の移設状況については全体支障建物24棟中移転又は改築済みが21棟、未着手が3棟となっている。また、平成18年4月19日現在では、用地買収の完了した北側を着工しており、平成17年度に管路を敷設し、平成18年度に舗装工事と電線類を管路内に収容する工事を予定しているところである。

2 第2の1の(1)、(3)、(5)及び(7)から(9)までを不存在とした理由について

(1) 第2の1の(1)について

同意については、用地交渉の際、口頭で確認しており、テナントと合意がなされていない2地権者と県とのセットバックの同意に係る行政文書（土地売買契約書）は存在しないため、不存在である。

(2) 第2の1の(3)について

平成17年8月3日付け八県整第395号で異議申立人からの要望を八戸市、商工会議所及び振興組合に伝える旨回答したが、伝えたことに対する回答は求めていることから回答文書は存在しないため、不存在である。

(3) 第2の1の(5)について

平成16年9月8日の振興組合との打合せの際、振興組合理事長から、「引き続き未解決者に係る交渉は鋭意進め、解決を図りたい」とのコメントがあったが、打合せ記録は着工要望に関する要旨を記載したものであり、振興組合理事長からのコメントは

記録に記載しておらず、また、平成16年9月8日の打合せ記録（国道340号電線地中化工事の着工要望）以外の八戸県土整備事務所からの報告に係る行政文書は存在しないため、不存在である。

(4) 第2の1の(7)について

借家人への交渉については、地権者及び振興組合が対応することになっており、行政文書としては保有しているものがないため、不存在である。

(5) 第2の1の(8)について

同種事業については、個別事業ごとに状況が異なり、統一したマニュアル等は存在しないため、不存在である。

(6) 第2の1の(9)について

本件事業は、地元の要請により進めているものであり、振興組合が地元の協力を取りまとめることが前提となっており、行政文書としては保有していないため、不存在である。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 第2の1の(1)、(3)、(5)及び(7)から(9)までに係る行政文書の存否について

(1) 不存在の態様について

当審査会からの照会に対し実施機関から提出された書面によれば、第2の1の(1)及び(5)に係る行政文書の不存在の態様については、次のとおりである。

ア 第2の1の(1)に係る行政文書について

- (ア) 実施機関は、理由説明書において、第2の1の(1)に係る行政文書について、「同意については、用地交渉の際、口頭で確認しており、テナントと合意がなされていない2地権者と県とのセットバックの同意に係る行政文書（土地売買契約書）は存在しないため、不存在である」旨述べている。
- (イ) そこで、当審査会が、用地交渉の際に口頭で確認したとする同意に関し、当該用地交渉時の記録の有無等について実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、「テナントとの間で移転の合意がなされていない2地権者（以下「2地権者」という。）との用地交渉記録は存在している」とし、2地権者に係る用地交渉記録簿（平成18年8月18日付け青道第257号別添。以下同じ。）3枚が当審査会に提出されたところである。そして、「本件事業は、振興組合が地元の協力を取りまとめることが前提となっているため、振興組合が地権者の同意を取り付けた後に、県が地権者と用地交渉を行っているものである」とし、「2地権者についても、振興組合から同意を取り付けたとの連絡を受けた後に、用地交渉を行ったものであり、用地交渉記録の内容からも2地権者が起業用地内の建物の取壊しや改築等について了承していることが確認できる」とした上で、「振興組合からの県に対する連絡は、電話等口頭で行われてきたものであり、これを記録した文書が存在しないため、2地権者がいつ同意したかについては確認できない」旨述べている。
- また、土地売買契約書については、実施機関は、「実際に地権者とテナントとの間で協議が整い、建物の移転が可能とならない限り、県と地権者との間の土地売買契約を締結することはできないことから、県と地権者との同意については口頭での確認にとどまっている」旨述べているものである。

イ 第2の1の(5)に係る行政文書について

- (ア) 実施機関は、理由説明書において、第2の1の(5)に係る行政文書について、「平成16年9月8日の振興組合との打合せの際、振興組合理事長から、「引き続き未解決者に係る交渉は鋭意進め、解決を図りたい」とのコメントがあったが、打合せ記録は着工要望に関する要旨を記載したものであり、振興組合理事長からのコメントは記録に記載しておらず、また、平成16年9月8日の打合せ記録（国道340号電線地中化工事の着工要望）以外の八戸県土整備事務所からの報告に係る行政文書は存在しないため、不存在である」旨述べている。
- (イ) そこで、当審査会が、振興組合理事長のコメントが平成16年9月8日の打合せ記録に記載がないにもかかわらず、「行政相談について（お知らせ）」（平成16年11月19日付け青森相第376号総務省青森行政評価事務所相談課長名文書）における県（県土整備部道路課道路環境グループ）からの回答として、「振興組合から、引き続き未解決者に係る交渉は鋭意進め、解決を図りたいとのコメントがある」旨の記載があったことから、当該打合せにおいて振興組合から当該コメントがあったことをどのように確認したのか等について実施機関に説明を求めたところ

る、実施機関は、「行政相談について（お知らせ）」に係る県からの回答については、青森県行政相談所からの県の方針や今までの経緯を回答してほしいとの依頼を受け、当時の道路課の担当が、八戸県土整備事務所道路管理課長から、これまでの経緯等を確認し作成したものである」、「引き続き未解決者に係る交渉は鋭意進め、解決を図りたい」との振興組合のコメントについても、平成16年9月8日の打合せに出席した同道路管理課長から確認している」、「当時の道路課の担当に確認したところ、同道路管理課長からの確認は電話での聞き取りにより行ったもので、記録等にも残していないとのことである」旨述べている。

(2) 第2の1の(1)に係る行政文書の存否について

ア 第2の1の(1)に係る行政文書に関し、「2地権者と県との土地売買契約書は存在しない」との点に関する実施機関の説明には、これを不合理とすべき点は存しないと認められ、実施機関は、当該土地売買契約書について、これを保有していないと考えるのが相当である。

イ しかしながら、当審査会の求めに対し実施機関が提出した2地権者に係る用地交渉記録簿には、用地交渉の経過として、2地権者に対する説明項目や、2地権者から聴取した事項、今後の方針などが記録されていることから、当該用地交渉記録簿は、県と2地権者との本件事業のセットバックに関する話合いの内容が記録された文書であることが認められる。

ウ 異議申立人が本件開示請求として第2の1の(1)で求めているのは、2地権者と県との同意に係る年月日にとどまらず、「話合いの内容等々」も含まれるものであることからすれば、実施機関は、2地権者に係る用地交渉記録簿については、これを第2の1の(1)に係る行政文書として特定すべきであったと言わざるを得ない。

(3) 第2の1の(5)に係る行政文書の存否について

第2の1の(5)に係る行政文書についての、「平成16年9月8日の打合せ記録（国道340号電線地中化工事の着工要望）以外の八戸県土整備事務所からの報告に係る行政文書は存在しない」との点に関し、当審査会は調査を行ったが、これを覆し、当該行政文書の存在を推認させるような事情は認められなかった。したがって、これらを総合的に考慮すると、実施機関は、第2の1の(5)に係る行政文書について、これを保有していないと考えるのが相当である。

(4) 第2の1の(3)及び(7)から(9)までに係る行政文書の存否について

第2の1の(3)及び(7)から(9)までに係る行政文書について、「不存在である」との点に関する実施機関の説明には、これを不合理とすべき点は存しないと認められ、実施機関は、当該行政文書について、これを保有していないと考えるのが相当である。

3 その他

(1) 異議申立人は、本件開示請求において、第2の1の(3)においては本件事業に係る異議申立人の要望に関し県が八戸市庁等から回答を求めない場合にはその理由について、第2の1の(7)においては本件事業に係る借家人に関する協議の有無・公共事業者と商業者との差異の理由について、第2の1の(8)においては今後の電線地中化事業における本件事業と同手法での実施の予定等について、第2の1の(9)においては県が本件事業に係る土地所有者と積極的に交渉している理由等について、それぞれ「情報」の開示を求めているところである。

(2) 条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであるが、これは、実施機関が保有する行政文書について、その閲覧等を求める権利（開示請求権）を、この条例において創設するとの趣旨である。そして、実施機関は、この条例で定める要件を満たした行政文書の開示請求に対しては、条例第7条各号に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、原則として当該行政文書を開示しなければならない義務を負うものである。

条例による開示請求の対象となる行政文書の範囲については、条例第2条第2号本文では、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定している。

すなわち、条例による開示請求権は、実施機関が保有する行政文書について、あるがままの形で開示することを求める権利であり、実施機関が行政文書として保有していない特定の「情報」について、実施機関に文書を作成し、回答することを求める権利ではない。

(3) 本件開示請求のうち、第2の1の(3)及び(7)から(9)までにおいて異議申立人が求めているのは、結局のところ、県が本件事業の実施方法等に係る政策判断を行うに当たって、何をどのように考慮し、どのような手続を経て決定したのか等について、特に、借家人を含む地元住民個々の意思を県自ら確認しないまま当該判断を行った理由について、文書を作成し、回答することを求めるというのが、その主な内容であると思われることができる。しかしながら、そのような求めと、本条例に基づく開示請求とは、その性格が異なるものである。

(4) よって、第2の1の(3)及び(7)から(9)までにおける情報の開示を、異議申立人が条例による開示請求権を行使して求めることは、制度上なじまないものである。

4 結論

以上のとおり、実施機関が当審査会に平成18年8月18日付け青道第257号で提出した用地交渉記録簿は、本件開示請求に係る行政文書に該当するので、第1のとおりに判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 3月28日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成18年 4月19日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成18年 4月25日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成18年 4月27日 (第118回審査会)	・審査を行った。
平成18年 5月25日 (第119回審査会)	・審査を行った。
平成18年 6月22日 (第120回審査会)	・審査を行った。
平成18年 7月27日 (第121回審査会)	・審査を行った。
平成18年 7月31日	・異議申立人からの書面を受理した。
平成18年 8月18日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成18年 8月31日	・異議申立人からの書面を受理した。
平成18年 8月31日 (第122回審査会)	・審査を行った。
平成18年 9月 4日	・異議申立人からの書面を受理した。
平成18年 9月11日	・異議申立人からの書面を受理した。
平成18年 9月28日 (第123回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏名	役職名等	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
栗原由紀子	青森中央学院大学経営法学部専任講師	
紺屋 博昭	弘前大学人文学部助教授	
平井 卓	青森大学経営学部教授	会長職務代理者
三上久美子	特定非営利活動法人ウィメンズネット 青森理事長	

(平成18年10月4日現在)